

12-9 労働者派遣と労働関係法規の適用

労働基準法・労働安全衛生法等上の義務	派遣元	派遣先
労働条件の差別の禁止	○	○
強制労働の禁止	○	○
年次有給休暇の制度を設け運用する	○	
36協定など残業する場合の手続を整える	○	
残業指示をする		○
セクシュアル・ハラスメントが起こらないようにする	○	○
衛生管理者の選任等	○	○
雇入れ時の安全衛生教育の実施	○	
一般健康診断の実施	○	
職場の危険個所への対策を行う		○
作業環境測定を実施する		○

労働者派遣に係る労働関係法規の適用について、派遣法は、第 44 条から第 47 条の 2 に、特例を定めている。

(*) 労働基準法(44 条)、労働安全衛生法(45 条)、じん肺法(46 条)、作用環境測定法(47 条)、均等法(47 条の 2)

労働関係法規の適用は、1)派遣元・派遣先の双方適用、2)派遣先のみ適用、3)派遣元のみ適用と区分適用となる。上記図表は、その一部を抜粋表記したものである。